

家計改善支援事業を利用されている方への 転居費用補助(住居確保給付金)のしおり

収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。

- ※ 本しおりにおいて「転居費用補助」とは、住居確保給付金のうち、転居費用相当分の支給をいいます（生活困窮者自立支援法第3条第3項第2号）
- ※ 収入要件や資産要件などがあります

家計改善支援を受けられている方への転居費用補助とは

配偶者等が亡くなられて世帯の収入が著しく減少された方、世帯員が病気等で離職し世帯の収入が著しく減少された方など、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少された方で、家計の改善のために、家賃が安い住宅に転居する必要があると認められる場合に受けられる転居費用補助です。

家計改善のための転居費用補助を受けるには次の要件があります

申請時に次の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 家計改善支援事業を利用していること。
- ② 家計改善支援事業において、現在の収支バランスを確認し、今後のライフイベントを反映した長期のキャッシュフローなどを作成・検討した結果、現在より家賃の低い物件に転居することにより家計が改善され、自立した生活が送れるようになることから転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。
※家賃負担が多少上がっても通院先への交通費負担が軽減されるなど、家計全体の改善が見込まれる場合等にも対象となる可能性があります。
- ③ 申請日の属する月において、申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表1の金額以下であること。

（収入には、年金や失業給付等を含みます。）

表 1

世帯人数	基準額	家賃基準額（上限）	収入基準額（上限）
1人	84,000 円	38,000 円	122,000 円
2人	130,000 円	46,000 円	176,000 円
3人	172,000 円	49,000 円	221,000 円
4人	214,000 円	49,000 円	263,000 円
5人	255,000 円	49,000 円	304,000 円
6人	297,000 円	53,000 円	350,000 円
7人	334,000 円	59,000 円	393,000 円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産の合計額が次の表2の金額以下であること。

表 2

世帯人数	金融資産
1人	504,000 円
2人	780,000 円
3人以上	1,000,000 円

- ⑥ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。
- ⑦ 自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

家計改善のための転居費用補助の支給額

- ・支給対象となる経費（以下「対象経費」という。）

- ① 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）
- ② 転居先への家財の運搬費用
- ③ ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前住宅に係る費用を含む）
- ④ 鍵交換費用

※敷金、契約時に払う家賃（前家賃）、家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費は支給対象となりません。

- ・支給額

申請者が実際に転居に要する経費のうち対象経費

※対象経費①は不動産仲介業者等の口座へ振り込む代理受領となります。

- ・支給額の上限

転居先住居が所在する市町村の住宅扶助基準に基づく額に3を乗じて得た額。
（対象経費の実費が支給額を下回る場合は実費相当額。）

※転居先住居が姫路市内である場合

世帯人数	1人	2人	3～5人	6人	7人以上
住宅扶助額	38,000 円	46,000 円	49,000 円	53,000 円	59,000 円
支給額	114,000 円	138,000 円	147,000 円	159,000 円	177,000 円

家計改善のための転居費用補助の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金要転居証明書
- ② 住居確保給付金支給申請書及び住居確保給付金申請時確認書
- ③ 本人確認書類（原則顔写真付きのもの。顔写真付きでないものは2点必要）
 - ・ 運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、各種健康保険証、住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、在留カード等
- ④ 収入減少関係書類
 - ・ 収入減少前と収入減少後において、世帯収入額が著しく減少したことが確認できる書類（申請日の属する月を起点に2年以内）
- ⑤ 離職等関係書類
 - ・ 配偶者等が亡くなられ世帯の年金収入等が著しく減少された場合
配偶者等が亡くなる以前の収入が分かる書類の写し(年金振込通知書、給与明細書又は年金等が振り込まれていた通帳の該当ページの写し等)
 - ・ 離職、廃業により収入が著しく減少した場合
離職票、解雇通知書、雇用保険受給資格者証、離職証明書、退職証明書、有期雇用契約の非更新通知、廃業届等
 - ・ 休職により収入が著しく減少した場合
医師の証明書その他の当該事情に該当することの事実を証明することができる書類（必要最小限のもの）の写し
 - ・ その他
収入の著しい減少の端緒となった事象（配偶者の死亡等）については、当該事象の事実を客観的に証明できる書類
- ⑥ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
 - ・ 給与明細書、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金振込通知書」等
- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し、国債や株式・投資信託・暗号資産の残高が分かる書類の写し
- ⑧ 入居予定住宅に関する状況通知書
- ⑨ 転居前住宅が持家の場合に限り居住維持費用関係書類

支援の流れ ～家計改善支援事業の利用から支給決定まで～

① 申請相談 生活困窮者家計改善支援事業の利用

◆ 家計改善支援事業利用の相談

- ・ 自立相談支援機関「くらしと仕事の相談窓口」（以下「くらしと仕事の相談窓口」といいます。）に家計改善支援事業利用の相談をしてください。現在の世帯状況などについてお伺いした後、家計改善支援事業利用に必要な手続き等を説明いたします。

◆ 家計改善支援事業の利用

- ※家計改善支援の利用開始から転居による家計改善が認められるまでは、最短で2～3か月の期間がかかります。
- ※家計改善支援を受けるために必要となる書類(レシートや口座引き落とし内容が分かる書類、預貯金通帳、クレジットカード利用明細等)の提出を拒まれる、支援利用中に連絡が取れなくなるなど、家計改善支援員の支援を拒まれる場合は家計改善支援事業の利用中止となる場合があります。

家計改善支援の流れ

- ・ 家計改善支援員が世帯収入や支出についてお伺いしながら、現在の家計状況について相談者と一緒に整理していきます。
- ・ 現在の収支バランスを把握するために、収入が分かる書類の他、レシートやクレジットカードの利用明細、口座引き落とし状況が分かる通帳、電子マネーの利用明細など支出の分かる書類の確認をさせていただき、ひと月単位の家計の収支が分かる資料を作成します。
- ・ 今後の世帯の予定等をお伺いしてライフイベント表を作成します。
- ・ 家計収支表やライフイベント表をもとに現在の収支バランスに基づく長期のキャッシュフローを作成し、家計改善支援員とともに家計の改善点を検討していきます。
- ・ 家計改善点として現在の住まいよりも家賃が低い賃貸住宅に転居することにより、長期的なキャッシュフローが改善し、自立した生活が送れると認められる場合は家計改善のための転居費用補助を検討します。

⇒ 家計改善のために転居が必要と認められた場合、住居確保給付金要転居証明書が交付されます。

② 家計改善のための転居費用補助の支給

◆ 転居補助の申請相談

- ・ 転居による家計改善が認められた後に、「くらしと仕事の相談窓口」に転居費用補助の申請相談をしてください。申請に必要な手続き等を説明いたします。

◆ 転居先賃貸物件探しの支援

- ・ 「くらしと仕事の相談窓口」では、家計改善支援において示された転居後の住居の家賃額として適切な額となる賃貸物件探しについての相談支援を行います。

◆ 家計改善のための転居費用補助の申請

- ・ 転居先物件にかかる費用見込みを確認し、必要書類を添えて、申請書を「くらしと仕事の相談窓口」に提出します。

◆ 家計改善のための転居費用補助の審査・給付

- ・ 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。また、あわせて、「住居確保報告書」の用紙が交付されます。（総合支援資金貸付の借入申込み等に必要な場合は「住居確保給付金支給対象者証明書」も交付されることがあります。）
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。

③ 転居と転居後の手続き

◆ 支給決定を受けた物件への転居

- ・ 転居費用補助の対象経費の実費確認のために必要となりますので、転居先の住宅の取得にかかる初期費用の明細及び領収書、転居先への家財の運搬費用の領収書等を必ず保管しておいてください。

◆ 住居確保報告書の提出

- ・ 住宅入居日から7日以内に、住居確保報告書に「賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し」及び「新住所における住民票の写し」を添付して「くらしと仕事の相談窓口」に提出してください。この際、実際に支払った額を確認できる書類（領収証等）を添付してください。

◆ 差額が発生した際の返還

- ・ 転居費用補助の対象経費として実際に支出された額が支給額を下回った場合は、差額を返納していただきますので、後日姫路市から発行される納付書で差額を返納ください。

住宅の初期費用への対応が困難な場合

賃貸住宅への入居には「初期費用」として敷金等の転居費用補助の支給対象外の費用が必要となる場合があります。

そういった転居にかかる費用への対応が困難な方は、姫路市社会福祉協議会に総合支援資金の貸付についてご相談ください。

転居費用補助の支給にかかる留意事項等

- ◆ 家計改善のための転居費用補助の支給後に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について姫路市が徴収することとなります。
- ◆ 「くらしと仕事の相談窓口」が策定した支援プランに従わない場合や家計改善支援等に関する姫路市の指示に従わない場合は、不支給となる場合があります。
- ◆ 「くらしと仕事の相談窓口」の職員が転居先の住宅を訪問し、転居の事実や居住の実態を確認する場合があります。
- ◆ 犯罪性のある不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正な対応を行うこととなります。

～お問い合わせ先～

くらしと仕事の相談窓口

姫路市安田三丁目 1 番地

姫路市総合福祉会館 2 階

TEL 079-280-2301